

埼玉県児童養護施設退所者等に対する 自立支援資金貸付のご案内

埼玉県内の児童養護施設等を退所（委託解除）した方
に対して、進学や就職といった自立の機会に必要な資金
をお貸しします。

進学者は卒業後、就職者は退所（委託解除）後、
5年間（資格取得支援費は2年間）週20時間以上の仕
事に就くことで、借りたお金の**全額が返済不要**となる制
度です。



◆貸付の内容・対象者について ※詳細は貸付の手引きをご確認ください

種類	貸付対象者			貸付期間	貸付額
	退所または委託解除から 5年以内の方		入所中又 は委託中 の方		
	進学者	就職者			
生活 支援費	○	-	-	在学期間	月額 5万円 以内 ※定期的に医療機関を受診する 場合、医療費加算申請が可能
家賃 支援費	○	○	-	進学者：在学期間 就職者：2年 間	1月あたりの家賃相当額 （管理費・共益費含む） ※居住地の生活保護住宅扶助額 が上限
資格取得 支援費	○ 就職に必要な資格の取得を希望する方	○	○	一括交付	資格取得に要する費用の実費 25万円 以内 ※貸付対象額は手引きをご確認ください

※進学者とは 大学、高等専門学校、専修学校等に在学する方。 ※利子は、すべて無利子です。

◆申請期間

生活支援費・家賃支援費	令和7年4月からの貸付を希望する場合	令和7年3月5日（水）から5月30日（金）まで
	申請時点からの貸付を希望する場合	随時受付
資格取得支援費	令和6年4月から令和7年3月に費用が発生した場合	令和7年5月30日（金）まで
	令和7年4月以降に費用が発生した場合	随時受付

◆重要事項



①1年ごとに在学・就業の確認書類の提出が必要です。

就職後は、勤務先に雇用を証明する書類を記入してもらう必要があります。

②進学者が学校を退学したり、就職後5年間の就業ができない場合などは、 借りたお金を返還いただきます。

③【施設や里親の方へ】「貸付の手引き」を借入希望者と一緒にご覧いただき、 次の内容を確認した上で申請してください。

- ①借入れの必要性
- ②必要な手続きを毎年行えることの確認
- ③学校を卒業する意思
- ④5年間就業する意思 等

◆借入れの相談から返還免除までの流れ

① 相 談

- ▶借受希望者は、施設等の担当職員に、資金貸付を希望する状況を**相談**
- ▶施設等の担当職員は県社協へ連絡し、面接日程を調整
※申請を希望する場合は、退所者等アフターケア事業を利用してください。



② 面 接

- ▶借受希望者、施設等の担当職員又は里親等、県社協の三者による**面接**
※資格取得支援費のみの申請の場合は面接不要（申請書類を県社協に郵送）



③ 申請書類 の提出

- ▶借受希望者は、面接時に**申請書類を持参**し提出
※申請書類は県社協ホームページから印刷した最新のものを使用してください。



④ 審 査

- ▶県社協において提出書類を確認、貸付の可否について審査
※審査は1ヶ月程度の時間がかかります（書類の不備等が無い場合）



⑤ 貸付決定

- ▶県社協より、貸付の可否について、借受希望者、連帯保証人、施設等に郵送で通知
※審査の結果により貸付けできない場合もあります。
- ▶貸付が承認された借受希望者には、県社協より**借用書等の書類**を郵送



⑥ 借用書等 の提出

- ▶今後の手続きの書類をよく読み、**借用書や印鑑登録証明書等の必要書類を県社協に提出**



⑦ 貸付金の 交付

- ▶県社協に必要書類が到着後、借用書等の記載内容等に不備がなければ、原則15日以内に貸付金を指定口座に送金
※生活支援費、家賃支援費については、毎月の送金となります。



⑧ 猶予申請 (毎年)



貸付後、必ずやること

毎年、県社協より提出書類の依頼を送付しますので、期日までに提出してください。

状態	やること
進学者	・在学中は毎年、 在学証明書 を提出すること。 ・卒業後1年以内に就職すること。
就職者 (進学者卒業後)	・5年間、毎年、『 返還猶予申請書 (借りたお金の返還期日を延ばす手続き)』、『 業務従事届 』を提出すること。
※書類の提出がないと借りたお金を 返還することになります。 ※引越し等で住所変更がある場合は、郵便物が届きませんので、必ずご連絡ください。	



⑨ 免除申請

- ▶県社協より書類提出の通知が届いたら、**返還免除**(借りたお金を返さなくてよい)**申請書類の提出。**



⑩ 免除決定！(免除決定するまでは借りているお金です。仕事を続け、毎年必要な書類を提出し、免除決定が出た時点で返済が不要になります！)